

## お客様の個人情報の取扱いについて

一般財団法人静岡県勤労者信用基金協会（以下「静岡勤信協」という）は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」（以下「法」といいます。）に基づき、以下の事項を公表いたします（「本人が容易に知り得る状態」に置いていること、及び「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）」に置くことを義務付けられている事項を含みます）。

### 1. 個人情報の利用目的について

静岡勤信協は、法に基づき、お客様の個人情報を下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

#### (1) 業務内容

- ア. 静岡県労働金庫等が行う融資に係る債務保証およびこれらに付随する業務
- イ. その他静岡勤信協が営むことのできる業務およびこれらに付随する業務  
（今後取扱いが認められる業務を含む）

#### (2) 利用目的

- ア. 各種保証制度やサービスの申込の受付のため
- イ. ご本人の確認等や、保証制度やサービス等をご利用いただく資格等の確認のため
- ウ. 保証委託の申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- エ. お取引における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- オ. 適合性の原則に照らした判断等、保証制度やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- カ. 保証事業に際して適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- キ. 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ク. お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ケ. データ分析やアンケートの実施等による保証制度やサービスの研究・開発のため
- コ. お取引の終了や、お取引終了後の事後管理のため
- サ. その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

#### (3) お客様のご家族の個人情報の利用目的

お客様のご家族の個人情報については、資金使途・返済能力の妥当性を判断する等のお客様の保証委託申込に際しての判断のため、またはお客様が保証制度やサービスをご利用いただく際の資格等の確認のため

これらの利用目的につきましては、静岡勤信協のホームページ等で公表する他、お客様に通知する場合は書面で行います。

なお、個人情報の取得の状況から見て利用目的が明らかな場合等を除き、お客様との間で契約を締結することに伴って、直接書面でおお客様の個人情報を取得する場合は、これらの利用目的をお客様に明示いたします。

また、お取引に際しましては、これらの利用目的の明示と併せ、当該利用目的について、ご本人の同意をいただきます。

※ 静岡勤信協は、お取引内容を正確に確認するため、お客様との通話内容を静岡勤信協の規程に従って録音することがあります。この音声データは6ヶ月以内に消去いたします。

### 2. 機微（センシティブ）情報の取扱いについて

静岡勤信協は、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号）に基づき、個人情報保護法第2条第3項に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地及び本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち、要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号もしくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。）（以下「機微（センシティブ）情報」という。）は、同ガイドライ

ンに掲げる場合を除き、取得、利用又は第三者提供いたしません。また、利用に際しても、適切な業務の運営を確保できるよう慎重に取扱います。

### 3. 個人データの正確性の確保について

静岡勤信協は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データが正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めます。

お届け事項に変更があった場合は、静岡勤信協宛（静岡県労働金庫等の金融機関にて静岡勤信協保証付のローン等をお取引中の場合は、当該金融機関のお取引店宛）にお届け下さい。

### 4. 個人データの第三者提供について

静岡勤信協は、お客さまより取得させていただいた個人情報を適切に管理し、あらかじめお客さまの同意を得ることなく第三者に個人データを提供することはありません。ただし、次の場合を除きます。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、要配慮個人情報および機微（センシティブ）情報を第三者提供する場合
- (6) 相続手続による権利義務の移転等の遂行上に必要な限りにおいて、要配慮個人情報および機微（センシティブ）情報を第三者提供する場合
- (7) 事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき、業務遂行上必要な範囲で要配慮個人情報および機微（センシティブ）情報を第三者提供する場合

### 5. 保有個人データに関する事項について

- (1) 個人情報取扱事業者の氏名または名称  
一般財団法人 静岡県勤労者信用基金協会
- (2) 保有個人データの利用目的  
静岡勤信協の「保有個人データ」の利用目的は、前「1.」に記載の個人情報の利用目的と同内容です。

なお、保有個人データの利用目的を変更する場合は、あらためて通知いたします。

- (3) 個人情報の取扱に関するお問合せ先  
静岡勤信協の個人情報の取扱いに関するお問合せは、下記宛にお願いします。

<お問合せ窓口>

〒 420-0851

静岡市葵区黒金町 5 番地の 1 静岡県勤労者総合会館 4 階

一般財団法人 静岡県勤労者信用基金協会

TEL 054-221-6262

(9:00~17:00 ただし、土日祝日および12/30~1/4を除く)

### 6. 保有個人データに関する「開示請求等」に関する事項

静岡勤信協では、お客様ご本人またはその代理人からの、保有個人データに関する開示・変更等（訂正・追加・削除）・利用停止等の求め（以下「開示請求等手続」といいます）に対応いたします。

「開示請求等手続」には、次のものがあります。

- ・ 利用目的の通知（法第 27 条）
- ・ 保有個人データの開示請求（法第 28 条）
- ・ 保有個人データの訂正等（法第 29 条）
- ・ 保有個人データの利用停止等（法第 30 条）

(1) 「開示請求等手続」の対象となる保有個人データの項目

氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先（勤務先名または職業、電話番号）、取引残高（科目、保証番号、残高）、取引の履歴に関する情報等

(2) 「開示請求等」の具体的手続および申出先

開示請求等は次のとおりにお手続き下さい。

ア. 手続きに関するお問合せ窓口

「開示請求等手続」を行う場合は、まず、静岡勤信協のお問合せ窓口にお電話下さい。

<お問合せ窓口>

TEL 054-221-6262

(9:00~17:00 ただし、土日祝日および12/30~1/4を除く)

イ. 手続および申出先

静岡勤信協にて登録している住所等と確認ができた場合に、請求者のご住所宛に、所定の請求書（用紙）等を送付いたします。必要事項を全てご記入の上、ご本人確認のための書類を同封しご郵送下さい。

<開示請求等書類の郵送先>

〒420-0851

静岡市葵区黒金町5番地の1 静岡県勤労者総合会館4階

一般財団法人 静岡県勤労者信用基金協会

ウ. ご提出いただくもの

①静岡勤信協所定の用紙

- ・開示の場合 ----- 保有個人データ開示請求書
- ・訂正等（訂正・追加・削除等）の場合 ----- 保有個人データ訂正等請求書
- ・利用停止等の場合 ----- 保有個人データ利用停止等請求書

②ご本人確認のための書類（次のいずれかの書類を1通ご用意願います。）

- ・運転免許証（表裏）・パスポート・各種健康保険証（表裏）・各種年金手帳・各種福祉手帳・外国人登録証明書・マイナンバーカード

※有効期限内もしくは現在有効なものの写しをご用意下さい。

- ・住民票・印鑑証明書・外国人登録原票記載事項証明書

※発行後6ヶ月以内のものに限ります。

(3) 代理人による「開示請求等手続」の場合

「開示請求等手続」をする方がご本人、または未成年者または成年被後見人の法定代理人、もしくは開示等の請求をすることにつきご本人が委任した代理人である場合は、前「(2)ウ。」の書類（うち「ご本人確認のための書類」は、ご本人および代理人の双方分）に加えて、次の書類（ア.またはイ.）をご提出下さい。

ア. 法定代理人の場合

法定代理人であることを確認するための書類（戸籍謄本、親権者の場合は扶養家族が記入された保険証の写しでも可）

イ. 委任による代理人の場合

①静岡勤信協所定の委任状

②本人の印鑑証明書

※発行後6ヶ月以内のものに限ります。

(4) 「開示請求等手続」の手数料及び支払方法

法第28条に基づく「開示請求」の場合には、手数料700円をいただきます。

必ず、静岡勤信協宛に開示請求書をご郵送していただく際に、郵便切手もしくはゆうちょ銀行発行の定額小為替証書を700円分同封して下さい。

(5) 「開示請求等手続」に対する回答方法

ア. ご本人、法定代理人からの請求の場合

当該請求者に、書面にて回答いたします（請求者のご住所宛に郵送いたします）。

イ. 法定代理人以外の代理人からの請求の場合

ご本人宛に書面にて回答いたします（ご本人のご住所宛に郵送いたします）。

※原則、10 営業日以内に回答書を発送いたしますが、調査等に日数を要して 10 営業日を超える場合は、開示請求者に対してその旨をご連絡いたします。

(6) 「開示請求等手続」に関して取得した個人情報の「利用目的」

開示請求等に伴い取得した個人情報は、開示等の求めに必要な範囲のみで取扱うものといたします。

(7) 「開示請求等」に応じない場合について

次に定める場合は、「開示請求等」に応じかねますので、予めご了承下さい。

開示等を行わないとした場合は、その旨理由を付して通知申し上げます。また、開示等行わなかった場合についても所定の手数料をご負担いただきます。

ア. 請求書に記載されている住所・ご本人確認のための書類に記載されている住所・静岡勤信協における登録住所が一致しないとき等、ご本人確認ができない場合

イ. 代理人による請求に際して、代理人であることが確認できない場合

ウ. ご提出書類等に不備があった場合

エ. 請求のあった情報項目が「保有個人データ」に該当しない場合

オ. 所定の手数料を支払っていただけない場合

カ. 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

キ. 静岡勤信協の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

ク. 他の法令に違反することとなる場合

7. 個人情報の委託について

静岡勤信協は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部または、一部を委託する場合があります。委託に際しましては、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

以上

## 法施行前からお取引のあるお客さまの個人情報の利用について

### 1. お取引のあるお客さまの個人情報の利用目的について

静岡勤信協では、保証業務のほか、これらに付随する業務において、保証制度やサービスの申込の受付、資格等の確認、継続的なお取引における管理、保証審査等における適合性の判断、保証制度全般やサービスの研究や開発、各種ご提案、お取引の終了や事後管理、権利の行使や義務の履行など、お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するために必要な個人情報を取得し、利用しておりますので、あらかじめご了承ください。

なお、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号）（以下「金融分野のガイドライン」といいます）にもとづき、特定の情報につきましては、次のとおり取扱います。また、利用に際しても、適切な業務の運営を確保できるよう慎重に取扱います。

- (1) 静岡勤信協が既を取得しているお客さまの個人情報のうち、個人信用情報機関から提供を受けた情報であって、個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものにつきましては、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用いたしません。
- (2) 既を取得しているお客さまの機微（センシティブ）情報につきましては、金融分野のガイドラインに掲げる場合を除き、利用または第三者提供いたしません。

### 2. 個人データの第三者提供について

#### (1) 労働金庫等への個人データの提供について

静岡勤信協保証付ローンをご利用のお客さま（既に取引等終了している場合を含みます）につきましては、取扱労働金庫等に対して、お客さまよりお届けいただいている情報、保証残高など当該お取引の実績に関する情報などを、継続的なお取引における適正な管理のためなど、当該労働金庫等における適切な業務運営に必要な範囲内で提供しておりますので、あらかじめご了承ください。

#### (2) 口座振替・自動振込などのお取引があるお客さまへ

口座振替や自動振込にてご返済いただいているお客さまにつきましては、当該業務を委託している金融機関等に対して、お客さまよりお届けいただいている情報や当該お取引に関する情報などを、適正な管理のためなど、当該金融機関等における適切な業務運営に必要な範囲内で提供しておりますので、あらかじめご了承ください。

以上